

## 第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和5年7月18日(火) 午前10時00分
- 場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1
- 出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘・4田村 明  
5若林 卓哉・8喜多 義幸・9竹尾 泰  
10田中 茂人・11清水 喜代己・12平松 崇己  
13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹・23水谷 隆  
以上14名
- 欠席委員
- 出席部会員外委員
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査
- 総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹  
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹
- 議事録署名者 21坂野 大徹・23水谷 隆
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 時効取得による所有権の移転について  
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第7号 非農地証明願について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは第7回第1農地部会を開催させていただきます  
本日の欠席は、ございません。出席委員は14名です。  
議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員よろしく申し上げます。  
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、お願いいたします。

15ページの議案第1号、番号6をご覧ください。  
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。  
この削除に伴い、16ページの下合計欄について、合計29筆を27筆に、面積の合計16,078㎡を12,304㎡に、そして田は8,154㎡を4,380㎡に修正をお願いします。  
訂正は以上になります。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1で、件数は1件、合計面積は765㎡で、すべて田でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから8ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から18で、件数は18件、合計面積は58,186.61㎡で、その内訳は田が46,242.61㎡、畑が11,862㎡、その他が82㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。  
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。  
番号1 権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で、取得年月日は平成7年4月17日でございます。  
以上、件数は1件、合計面積は64㎡で、すべて田でございます。

これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅、進入路、店舗、駐車場用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は687㎡で、すべて畑でございます。

11ページから12ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 太陽光発電施設用地

番号2 一般個人住宅用地

番号3 事務所兼貸資材置場用地

番号4 学生寮用地

番号5、番号6 一般個人住宅用地

番号7 分譲住宅用地

番号8 一般個人住宅用地

以上、件数は8件、合計面積は4,034㎡で、その内訳は田が2,743㎡で畑が1,291㎡でございます。

13ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 仮設事務所用地

以上、件数は2件、合計面積は1,030㎡で、その内訳は田が1,011㎡、畑が19㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

14ページをお願いします。

番号1、地区 安東、申請地 一色町垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 104㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 882㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号2、地区 安東、申請地 一色町東浦\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目と

も畑、面積 778㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,876㎡、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号3、地区 大里、申請地 大里睦合町青\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 386㎡ 外7筆、合計面積 2,893㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,272㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

15ページをお願いします。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 73㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,636㎡、渡人 \_\_\_\_\_

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町新出\_\_\_\_、登記地目 原野、現況地目 畑、面積 1,324㎡ 外1筆、合計面積 2,465㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 13,708㎡、渡人 \_\_\_\_\_

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤之森\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方により耕作できないためです。

番号8、地区 長野、申請地 美里町北長野中神\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,092㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,086㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模を縮小のためです。

番号9、地区 長野、申請地 美里町北長野細野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 289㎡ 外3筆、合計面積 1,007㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,757㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模の縮小のためです。

16ページをお願いします

番号10、地区 長野、申請地 美里町北長野中神\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,189㎡ 外1筆、合計面積 2,137㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,017㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模の縮小のためです。

番号11、地区 安濃、申請地 安濃町内多上河原\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 383㎡ 外2筆、合計面積 511㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 234㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方により耕作できないためです。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 42㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,748.39㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号13、地区 香良洲、申請地 香良洲町新開地\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 653㎡ 外1筆、合計面積 683㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は12件、面積は12,304㎡で、このうち田が4,380㎡、畑が5,459㎡、その他が2,465㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号6は取下げとなりましたので、それ以外の番号について地元委員の意見を伺います。  
番号1、番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。7月13日に推進委員と事務局と見てまいりました。問題ございません。

議長 番号3、番号4、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地を見させていただきましたが、何ら問題ないのでよろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 高野尾、お願いいたします。

若林委員 5番若林です。高野尾も現地確認しました。問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号7、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。7月7日に推進委員とともに現地確認いたしました。\_\_\_\_\_から引っ越しされるということで、住宅ともども購入されるということです。住宅のすぐ横に畑があります。特に問題ないという判断をしました。

議 長	ありがとうございました。次、番号8から番号10、地区 長野、お願いします。
清水委員	11番清水です。この物件を現地確認させていただきました。何ら問題ないのでよろしくお願いします。
議 長	番号11、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番平松です。7日に現地確認しました。問題ないので、よろしくお願いします。
議 長	番号12、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番横山です。推進委員、ならびに事務局の方と現地確認をさせていただきました。問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号13、地区 香良洲、お願いします。
下井委員	3番下井です。先般、関係者と現地確認しまして、問題なしということです。よろしくお願いします。
議 長	番号6を除いた番号1から番号13について、地元委員さんから異議のなしということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、 でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町藤足_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,580㎡、区分地上権者 _____、区分地上権設定者 _____。 設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。  以上、件数は1件で、合計面積は1,580㎡、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお、この案件に関連し、議案第6号地上権の申請についてもご審議いただ

きます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。地元推進委員と現地確認させていただきました。何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)、でございます。  
番号1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本字巾\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 345㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。  
この案件につきましては、令和5年4月18日付けにて許可を受けましたが、事業計画変更のため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1, 345㎡で、すべて畑でございます。  
以上で説明終わります。  
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。取消願いということですが、事業変更ということで、最後議案第4号で出てきます。7月7日に推進委員と事務局とともに現地確認しました。特に問題ない。また、議案第4号で出てきますけれども、太陽光ということで許可申請が出ています。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のなしということですが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、取消を承認することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町鯛本\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 310㎡ 外17筆、合計面積 5,244㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

平成12年頃から同法人の自動車運転練習所として活用していた旨の始末書の提出があります。

パネル設置面積は、3,492.3㎡、パネル設置率は、66.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いします。

番号2、地区 片田、申請地 片田志袋町細石前\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 198㎡ 外1筆、合計面積 564.94㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 40㎡ 外2筆、合計面積 410㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号4、地区 上野、申請地 河芸町上野仁王縄手\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 510㎡ 外2筆、合計面積 1,651㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

なお、次の議案第5号で挙げられる申請地と一体で利用します。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本巾\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,345㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、439.15㎡、パネル設置率は、41.9%になります。



す。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本中野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,094㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を分譲用住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤之森\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 435㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成4年から駐車場用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 495㎡ 外2筆、合計面積 1,130㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.27㎡、パネル設置率は、42%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 968㎡ 外1筆、合計面積 1,047㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.27㎡、パネル設置率は、45.39%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、申請地 美里町五百野外山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 588㎡ 外2筆、合計面積 1,259㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、40%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 長野、申請地 美里町平木野副\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 515㎡ 外2筆、合計面積 1,217㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.52㎡、申請地は棚田で設置スペースが限られるため、パネル設置率は、30.52%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件で、面積は15,396.94㎡で、このうち田が9,264㎡、畑が5,766㎡、その他が366.94㎡でございます。  
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。事務局、推進委員と現地確認させていただきました。何ら問題ないので許可申請、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 片田、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。7日に地元推進委員、事務局と見てまいりました。問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地確認させていただきましたが、何ら問題なのでよろしくお願いします。

議長 番号4、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。以前部会長らに世話になった隣ですので、何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号5、番号6、地区 棕本、番号7から番号9、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。7月7日に推進委員と、事務局の方と一緒に現地確認をいたしました。5番は3号議案で取り消し願いが出たものです。その案件が再度提出されました。太陽光発電ということで、現在草が茂っておりまして、これはきれいにするのではないかと判断しました。

6番につきましては住宅地の横で非常に荒れているところです。ここに、分譲住宅用の敷地にするということで、特に問題ないと判断しました。7番は1号議案で\_\_\_\_\_の方から引っ越しされる方です。畑を購入されるということですが、これは駐車場にするということで、畑になっていたのを駐車場に利用したいということです。特に問題ないと判断しました。8番と9番は太陽光発電の申請です。\_\_\_\_\_というところが畑を買い取って、自分のところで設置し、企業に転売して、売電するという形です。この辺り太陽光発電は非常に増えております。後々の管理について、転売するというので、草の管理や排水のことをしっかり引き継いでほしいということに念を押しておきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。次、番号10、地区 高宮、番号11、地区 長野をお願いします。

清水委員 11番清水です。10番の土地の現地確認をさせていただきましたが、別に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。  
11番の長野ですが、結構急峻な土地です。そこへ太陽光をするということで、\_\_\_\_\_の近くですもので土砂の流出防止などをお願いしました。  
あとは問題ございません。

議 長 ありがとうございます。番号1から番号11について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)、でございます。  
番号1、地区 上野、申請地 河芸町上野仁王縄手\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 403㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は403㎡で、すべて田でございます。  
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。別に何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>24ページをお願いします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町藤足_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,580㎡の内0.35㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地とするものです。一時転用期間は10年間となります。</p> <p>農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>この案件につきましては、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 高野尾、お願いします。</p>
若林委員	5番若林です。現地確認させてもらいましたが、何ら問題がないので、よろしくをお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案6号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>25ページをお願いします。</p> <p>議案第7号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 片田、願出者 _____、申請地 片田井戸町里前_____、</p>

登記地目 田、現況地目 宅地、面積 184㎡。

これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和49年に住宅、昭和53年に車庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、合計面積は184㎡、すべて田でございます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 片田、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。現地確認しまして、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案7号については、証明することといたします。次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借で54,840㎡、畑の使用貸借で7,018㎡、契約件数は17件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,172㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で20,713㎡、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で5,968㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で4,755㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。  
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて89,448㎡、畑の集積は賃貸借で7,018㎡、合計契約件数は25件、合計面積は96,466㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。  
地区別の認定農業者への集積は津地区9件、河芸地区1件、安濃地区3件、芸濃地区1件で合計14件、合計面積は79,835㎡でございます。  
なお、認定農業者への集積率は、件数で56%、面積で82.7%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件について御説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は2ページにあります1-8-2の外2件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもって、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時44分

上記は、第7回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和5年7月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_